ながれすぎ光風苑 短期入所料金表

			介 護 予 防			介護サービス							
			要支援1	要支援2	j	要介	至介護1		要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本料金		É来型 (1日)	454	564	606			676	750	820	889		
	介護サービス	看護体制加算(I)				4 常勤の看護師1名以上配置している場合							
		看護体制加算(Ⅱ)					8 看護職員が常勤換算で4人以上で、看護職員により24時間 体制を確保している					より24時間連絡	
		夜勤職員配置加算(Ⅲ)						15	夜勤帯の介護・看護職員数が最低基準を1人以上上回り、夜勤帯 を通じ喀痰吸引等の業務ができる職員を配置				
		緊急短期入所受入加算				限		92	利用者や家族等の事情により、居宅サービス計画において予定 外の短期入所生活介護を受けた場合(やむを得ない事情がある 場合は14日に限る)				
加		在宅中重	在宅中重度者受入加算				۷	420	20 利用している訪問看護事業所からサービスの提供を受けた場合				
算	•	長期利用減算				△ 31 連続30日を超えて同一事業所を利用した場合							
項	介護予防・介護サービス共通	機能訓練指導員配置加算			12 機能訓練指導員を1名以上配置している場合								
目		療養食力	療養食加算					8	療養食を提供した場合(1食毎)				
		送迎加算			片	道	-	187	送迎が必要な利用者に、自宅と施設との間を送迎した場合				
		認知症征	忍知症行動・心理症状緊急対応加算			限	4	203	認知症の行動・心理症状が認められ医師が緊急に短期入所生活 介護が必要と判断した場合				
		若年性認	若年性認知症利用者受入加算			122 若年性認知症者を受け入れた場合							
		サービス提供体制強化加算(I)						22	介護福祉士80 が配置されて	0%以上、または勤 いる場合	続10年以上介護	福祉士35%以上	
		感染症物	感染症特例評価			R3.9 月末 迄 0.1 %			基本料金に新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な 評価として0.1%を乗じた額				
介護職処遇改善加算(I)					介護職員の処遇改善のための加算 「基本+その他の加算」の料金額に8.3%を乗じた額								
	介護職員等特定処遇改善加算(I)					介護職員の処遇改善のための加算 「基本+その他の加算」の料金額に2.7%を乗じた額							

- * 上記料金には、富山市の地域単価10.17を乗じて算出しています。円未満の端数の関係で、請求額に多少の誤差が生じます。
- * 要介護状態区分に応じた支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。
- * 表記料金は負担割合が1割の場合です。2割や3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

介護サービスを利用した額の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により超えた額が「高額介護サービス費」として支給されます。また介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

		負担段階	第4段階	第3-②段階	第3-①段階	第2段階	第1段階	備考			
	食	費	1,455	1,300	1,000	600	300	一日の食事の提供が1 食の場合は485円、2食で 970円、3食では1,455円と なります。なお軽減の対 象となる第1段階から第3			
滞在	多	床 室	860	370	370	370	0				
費	従来型個室		1,180	820	820	420	320	段階の方は、負担限度額までの金額となります。			
			献立とは別に希望により食事を提供した場合・・・追加分実費相当額								
その他の費用 (利用された場合のみ)			嗜好品・外出などの行事でかかる費用・・・実費相当額								
			喫茶代・理美容代・電話料・医療費及び保険外材料費他								

^{*} 利用者負担段階が上記1~3段階に該当し、軽減を受ける方は市町村へ負担限度額認定の申請が必要です。認定証が発行された場合は利用の際にご持参願います。